

十和田市暴力団排除条例の概要等について

1 都道府県における暴力団排除に関する条例の制定状況

全国の都道府県で平成23年7月14日までに暴力団排除に関する条例が制定され、未施行であった東京都及び沖縄県の暴力団排除条例が平成23年10月1日に施行されたことにより、全都道府県の条例が施行されている。

2 青森県暴力団排除条例の制定状況

- ① 制定（議決）日 平成23年3月18日
- ② 公布日 平成23年3月25日
- ③ 施行日 平成23年7月1日

3 青森県内市町村の暴力団排除条例の制定状況

暴力団排除の推進のためには、県のみならず、より地域に密着した地方公共団体である市町村が、その実情に応じた暴力団排除に関する施策を行うことが重要であるとされている。

このため、県では、条例準則を示して、市町村の暴力団排除に係る条例の制定に向けた助言をしているところである。

県内の3市4町1村が3月議会への上程を予定しており、制定されれば県内全市町村が年度内に制定される見込みである。

4 十和田市暴力団排除条例の概要

① 青森県暴力団排除条例に準拠した県が示した市町村条例準則をベースに、暴力団排除の基本理念を定め、市の責務、市民の責務、事業者の責務を定めるとともに、暴力団排除に関する基本施策及び暴力団排除のための規制等について定めるものである。

② 十和田市独自の暴力団排除のための施策

- ア 市の事務事業における措置として、公共工事への入札参加制限等を加える。
- イ 公の施設の使用について、許可の制限を加える。
- ウ 青少年の教育又は育成に携わる者に対して、情報提供の支援等を加える。
- エ 市が共催、支援する祭り等の行事から排除する。

③ 罰則規定等

県条例では、条例の規定に反する行為者に対して勧告や報告又は資料提出の要求、これらに従わない者の公表並びに条例の禁止行為に違反した者に対する罰則規定を設けているが、本市の条例においては、これらの規定は設けていない。